

宮城県立がんセンター内視鏡診断治療システム賃貸借（外科系）仕様書

1 概要

宮城県立がんセンターで使用する内視鏡診断治療システム（外科系）（以下「リース機器」という。）の賃貸借及び賃貸借終了後の機器の撤去等に関して定めるものである。

2 賃貸借物品名

宮城県立がんセンター内視鏡診断治療システム賃貸借（外科系）

3 履行・納入場所

宮城県立がんセンター（名取市愛島塩手字野田山47-1）

4 納入期限

令和6年1月31日

5 賃貸借期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日まで

6 賃貸借物品の規格・数量

別紙「詳細仕様書」のとおり

7 納入等

- (1) リース機器の納入は、令和6年1月下旬を想定しているが、詳細な日程については、宮城県立がんセンター担当者と調整の上、病院の業務に支障がないよう行うこと。
- (2) 原則として、全ての賃貸借物品に、落札者名及び識別コード（ユーザー名称）等が確認できるシールが確認しやすい位置に貼付してあること。
なお、シールの貼付が難しい機器については、別途協議を行うものとする。
- (3) 梱包材等は落札者の責任で処分すること。

8 導入計画

- (1) 落札者は契約締結後、全ての賃借物品について、納入条件等を満たすよう確実に納品するための導入計画書を作成し提出すること。
- (2) 導入計画書には、以下の内容を明記すること。
 - イ 落札から納品までの作業内容及び日程
 - ロ 発注者に要望すべき作業項目、作業工数及び開始時期と期間
 - ハ その他、上記以外の項目であっても、導入に当って特に注意を有する事項がある場合は、必ず明記すること。

9 検収

賃貸借物品の搬入据付調整後に、病院機構本部及びがんセンター担当者立会いの下、検査を実施し、合格をもって検収とする。

10 保証

落札者の業務上の不備と認められる故障は、無償で修復を行うこと。

その他、製造者の保証する機器・製品等は、その製造者の保証する期間は無償で修復を行うこと。

11 賃貸借機器の撤去

落札者は、契約期間満了後、返却又は再賃貸借の契約を行うものとする。

返却の際、回収・解体・廃棄及びデータの削除に係る全ての費用は、入札金額に含むものとする。

12 機密保持

(1) 事業者は、いかなる場合においても、本契約の履行中に知り得た情報（業務に関わる事項及び付随する事項）に関して、第三者に開示又は漏洩しないこと。

また、そのために必要な措置を講ずること。

なお、契約期間終了後に、関係する情報を廃棄すること。

(2) (1) については、本契約が終了した後も、有効に存続する。

13 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。